

木更津市住生活基本計画
の策定に係る資料

木更津市

目次

序章	・・・	1
1. 計画策定の背景と目的	・・・	1
2. 計画の位置づけ	・・・	2
3. 計画期間	・・・	2
第1章 住生活の現状と課題	・・・	3
1. 人口・世帯の動向に係る視点	・・・	3
2. 住宅事情の動向に係る視点	・・・	6
3. 住宅セーフティネットに係る視点	・・・	10
4. 住環境とコミュニティに係る視点	・・・	12
第2章 基本的な考え方	・・・	14
1. 将来像	・・・	14
2. 基本目標	・・・	15
第3章 施策の推進	・・・	16
1. 施策体系	・・・	16
2. 目標別施策		
3. 成果指標		
第4章 重点施策の推進		
1. 重点施策①		
2. 重点施策②		
3. 重点施策③		
第5章		
1. 進行管理に係る基本的な考え方		
2. 行政及び各主体に期待する役割		
資料編		
1. 計画策定の経緯と体制		
2. 住生活に関わる現況		
3. 市民意識調査結果		
4. 用語解説		

(今回はここまで議論)



(次回以降に議論)

1. 計画策定の背景と目的

住生活基本法は、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として定められています。本法に基づき、平成 18 年から「住生活基本計画(全国計画)」が策定されており、平成 28 年 3 月 18 日の見直しでは、「居住者」「住宅ストック」「産業・地域」の 3 つの視点から、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への道筋が示されています。また、今後の住宅政策として、全国的な人口減少や少子高齢化、それに伴う空家問題やコミュニティの希薄化など幅広い課題への対策が求められます。

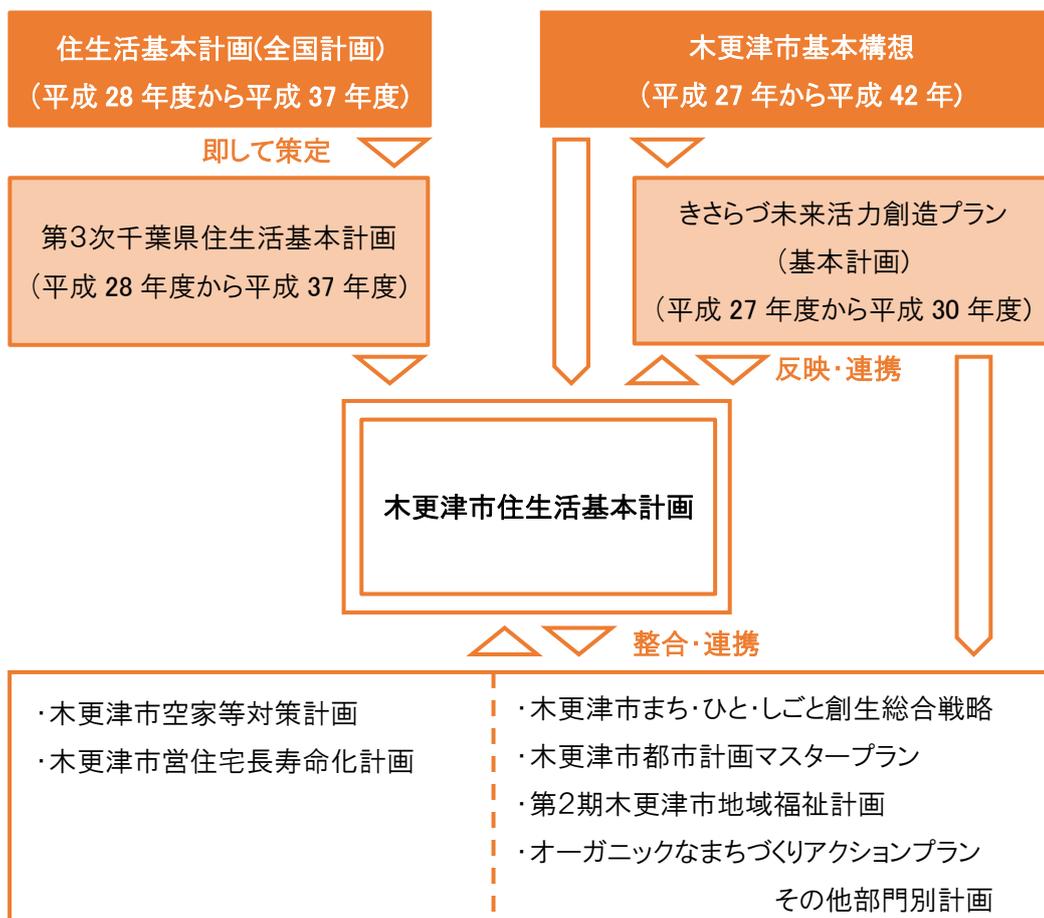
住生活基本計画(全国計画)に即して、千葉県では県民の豊かな住生活の実現に向けて、平成 28 年度に「第 3 次千葉県住生活基本計画」を定めています。本計画に基づき、県や市町村をはじめとする多様な主体が連携・協働することにより、豊かな地域社会と住まいの実現を目指しています。

本市においては、アクアラインや圏央道等の広域道路ネットワークの整備進展や高速バスの充実により、東京湾岸の主要都市とのアクセス性が向上し、通勤・通学圏として交通の利便性・快適性が高まっています。そのため、全国的な人口減少が進展するなかで、本市の人口は増加傾向にあり、まちの活力の維持や魅力の向上に期待ができます。一方で、地域によっては、高齢化が大きく進行するなど、それぞれ状況や背景が異なり、地域特性に応じた対策が求められます。

このような背景により、市民の住生活の「質」の向上が求められており、住宅政策の目標や施策の展開について具体的に示し、計画的に実施していくために、その指針となる計画として、地域の特性や実情にあわせた「木更津市住生活基本計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の住宅政策の基本的な方向性を示すものであり、上位計画である木更津市基本構想を踏まえ、国や千葉県に住生活基本計画や市の関連計画と整合・連携しています。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や国等の制度改正等に応じて、5 年を目途に計画の見直しを行います。

第1章 住生活の現状と課題

本市の住生活の現状や課題を「人口・世帯」、「住宅事情」、「住宅セーフティネット」、「住環境とコミュニティ」の4つの視点から示しています。

1) 人口・世帯の動向に係る視点

① 子育て世帯の住環境整備が求められます。

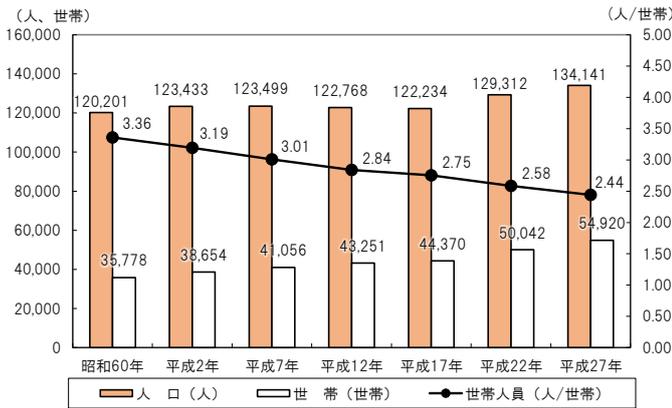
現状

市の人口は平成22年以降増加傾向にあり、近年、社会増がプラスで推移し続けていることが、人口増加に結びついています。特に、年齢5歳階級別の人口の推移は、25歳から44歳の子育て世帯に相当する世代の増加が顕著で、これに伴って、15歳未満の世代も増加しています。市民アンケートでは、住宅内部の広さ、部屋数に満足している割合(「非常に満足」「やや満足」の合計)が7割を超えています。

課題

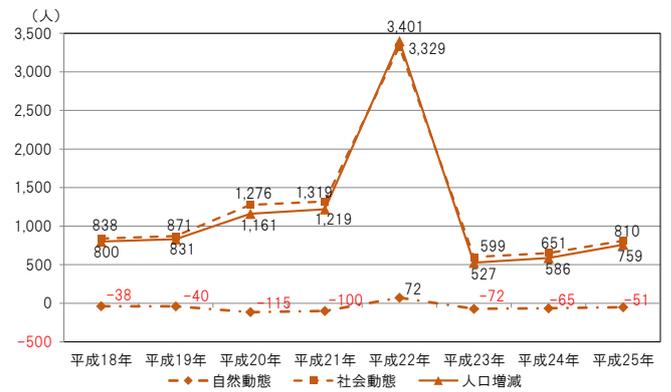
子育て世帯の流入により、まちの活力の維持が期待でき、さらに、本市の子育ての住環境は良好であるとうかがえます。一方、市街地では、子育て世帯が増加することにより、保育・教育施設の不足が懸念されており、農村部では、少子化の進行により、保育・教育環境の縮小など、子育て世帯の住環境への影響が懸念されます。

■人口・世帯数の推移



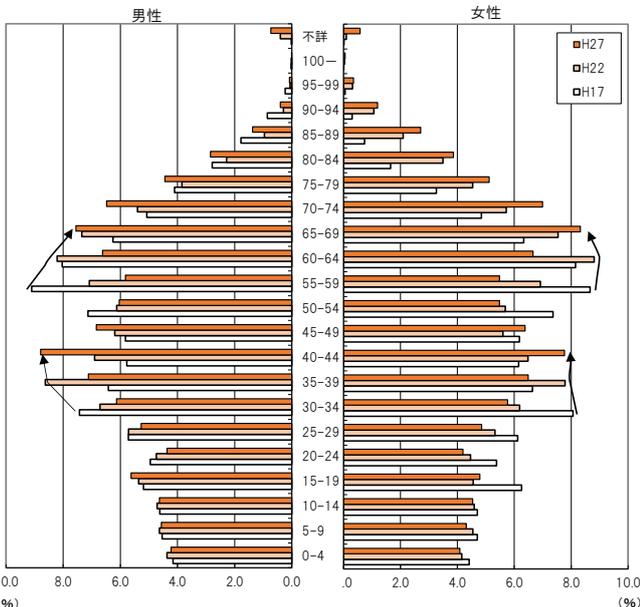
資料：国勢調査

■人口動態の推移



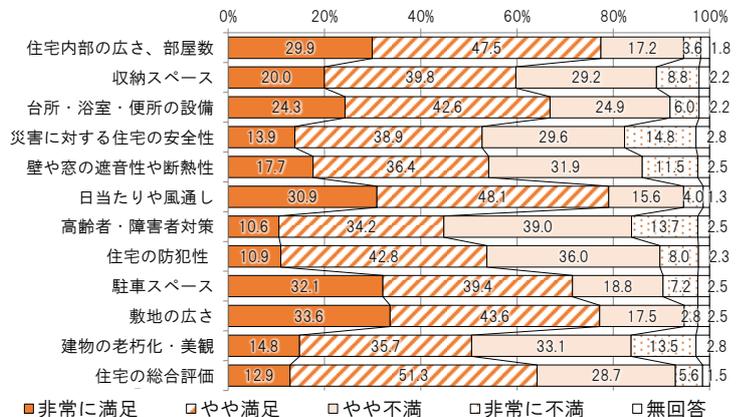
資料：平成26年木更津市統計書

■年齢5歳階級別人口



資料：国勢調査

■住宅及び周辺環境の評価



資料：平成28年9月市民アンケート調査

② 高齢者・障害者に対応した安心安全な居住環境の形成が求められます。

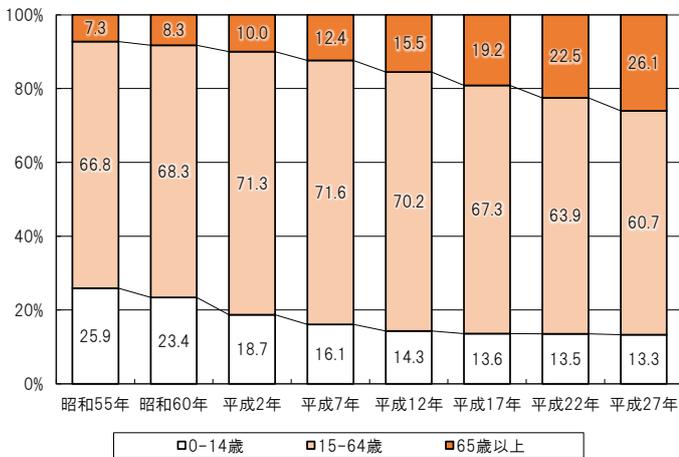
現状

団塊の世代が65歳以上となり、平成27年現在の65歳以上人口の割合は、26.1%と急激な高齢化が進行しています。また、高齢者のいる世帯の割合は増加傾向にあり、平成27年には40.9%となっています。高齢者のいる世帯のうち、一定のバリアフリー化がされている割合は35.5%で全国及び千葉県と比べると低くなっています。

課題

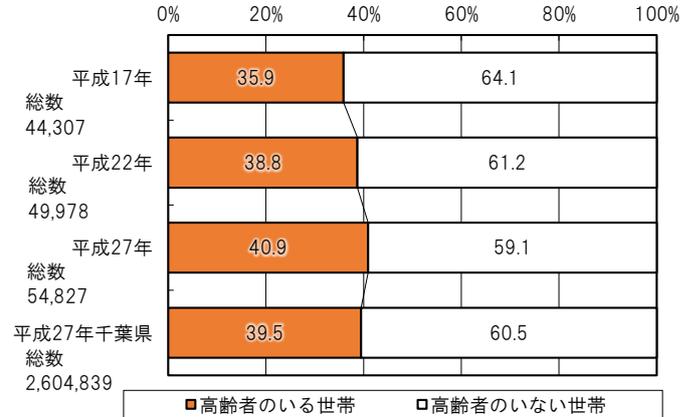
高齢化の進行により、社会を支える人材の減少、地域コミュニティの衰退などが懸念され、高齢者の生活に対応した住宅が不足することも懸念されます。さらに、障害者が自立した生活を営むうえで、地域社会による支援や、バリアフリーの推進が十分ではないと考えられます。

■年齢3区分別人口



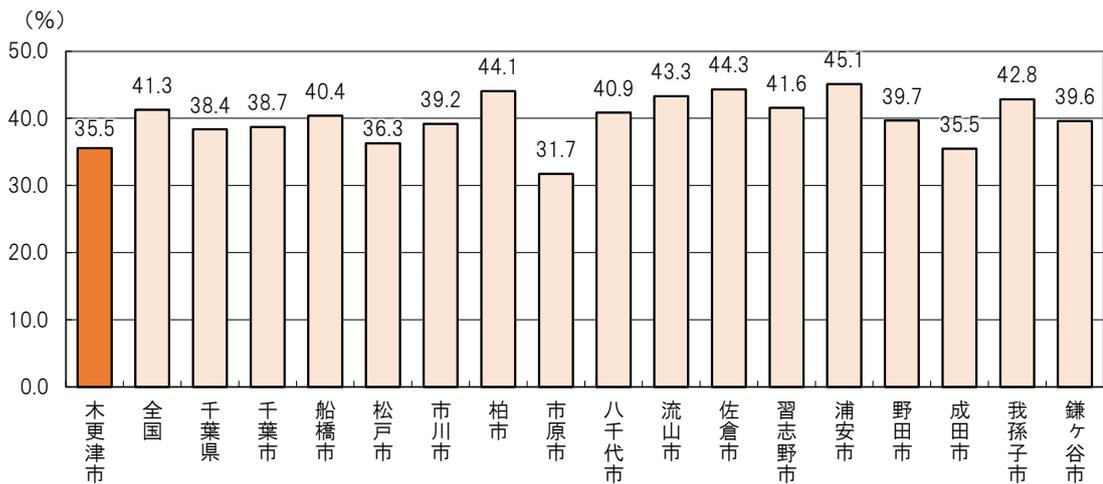
資料：国勢調査

■総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合



資料：国勢調査

■65歳以上の世帯員のいる住宅の一定のバリアフリー化率の都市比較



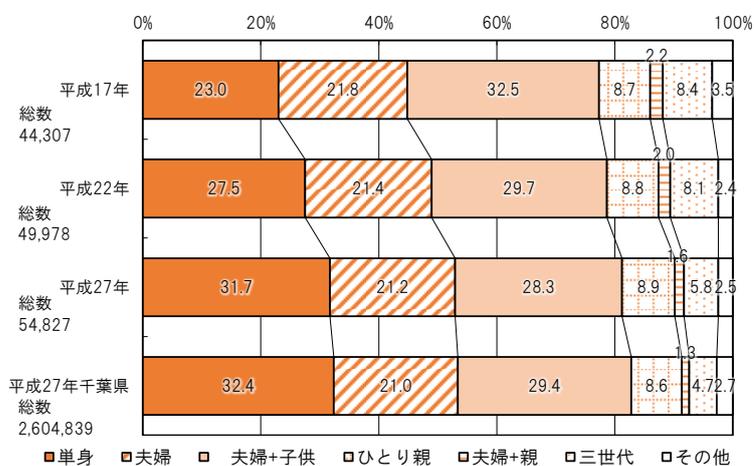
資料：平成25年住宅・土地統計調査

③ ライフスタイル・ライフステージに合わせて住み替えられる多様な住宅ストックの形成が求められます。

現状 社会情勢の変化に合わせて、単身世帯の割合が平成17年以降増加傾向を続けているなど、市民のライフスタイルが多様化していると考えられます。また、市では、「都会に一番近い自然があるまち きさらづ」をテーマに、里山がある暮らしなど多様な暮らし方への情報提供を行っています。また、「オーガニックなまちづくり」を推進しており、人と自然が調和した持続可能な都市を構築することを目指しています。

課題 個人の価値観、生活様式に応じて、選択できる住まいがあることが重要となり、多様な生活環境が充実することでそれぞれの世帯の需要に応えられることとなります。ライフスタイル・ライフステージの変化等に合わせて適切な住宅が見つからない場合、良好な生活環境を実現できないことが懸念されます。

■世帯の家族類型別世帯数の内訳



資料：国勢調査

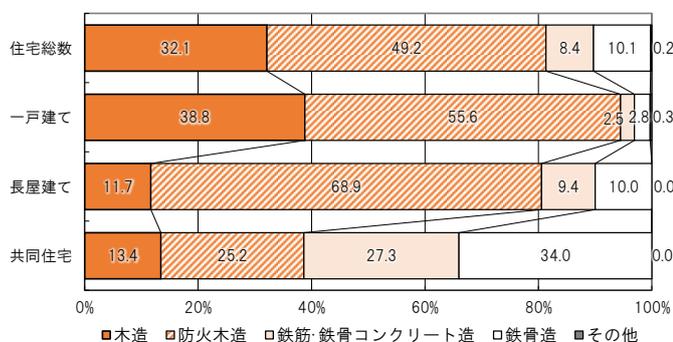
2) 住宅事情の動向に係る視点

① 災害に強い安全な住宅ストックの形成が求められます。

現状 木質系（木造、防火木造）の住宅が全体の8割を占め、そのうち、概ね4割は防火木造でない通常の木造となっています。また、本市の住宅のうち、昭和56年の新耐震基準以前に建築された住宅の割合は概ね3割で、耐震改修が進んでいない状況にあります。

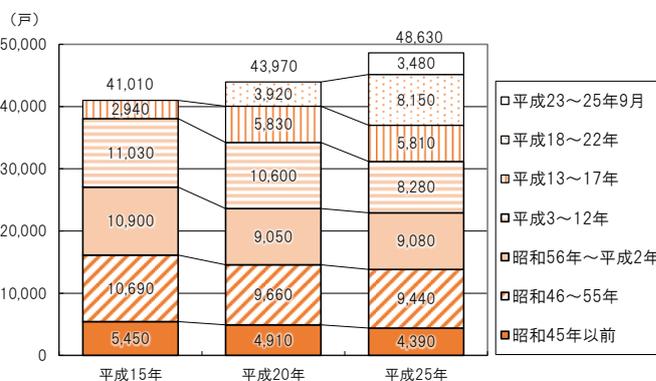
課題 市街地などの住宅地では、火災発生時の延焼などの危険性が残されています。また、東日本大震災の発災以降、その余震や熊本地震など大規模な地震が頻発し、今後、南関東直下地震や東海地震・東南海地震・南海地震などの地震の発生が予想されます。大規模地震の発生により、耐震化されていない家屋の倒壊等が懸念されます。

■ 建て方別住宅の構造



資料：平成25年住宅・土地統計調査

■ 建築の時期別住宅数の推移



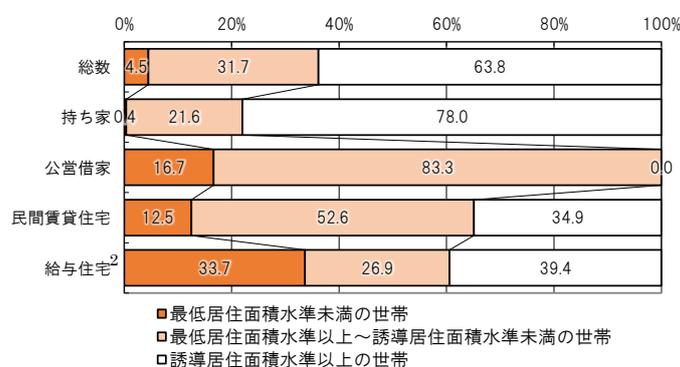
資料：住宅・土地統計調査

② 民間賃貸住宅の居住水準の向上が求められます。

現状 最低居住面積水準¹未達の世帯は、持ち家については概ね解消しつつありますが、借家については依然として1割以上となっており、特に、民間賃貸住宅については12.5%が水準に満たない現状にあります。

課題 世帯構成に見合った住居に住めない場合、最低居住面積水準を満たせない世帯が発生することが考えられます。一方で、世帯人員の減少等の理由により高齢単身者が広い住居に住んだままの世帯もあり、適切な住まいに住むことができていない世帯のミスマッチが生じており、良好な生活環境が実現できないことが懸念されます。

■所有関係別居住面積水準



資料：平成25年住宅・土地統計調査

¹ 最低居住面積水準：世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

誘導居住面積水準：世帯人員に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準で次の2区分からなる。

■世帯人数別の面積例

		世帯人数別の住戸専用面積(例) (単位:㎡)			
		単身	2人	3人	4人
誘導居住 面積水準	一般型	55	75【75】	100【87.5】	125【112.5】
	都市居住型	40	55【55】	75【65】	95【85】
最低居住面積水準		25	30【30】	40【35】	50【45】

【 】内は、3～5歳児が1名いる場合

² 給与住宅：社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅（会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。）。

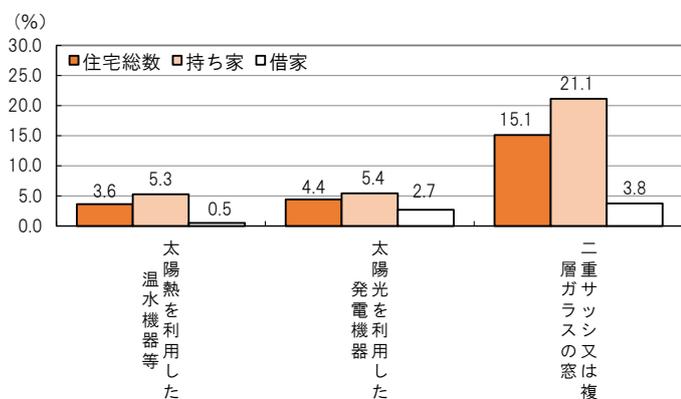
③ 環境や健康、バリアフリーに配慮した住まいづくりが求められます。

現状 省エネルギー設備等の設置状況は、太陽光の利用（温水と発電の合計）が8%程度、2重サッシ又は複層ガラスの窓が15%程度と低い割合です。また、市内の高齢者等のための設備がある住宅割合は53.9%となっています。所有関係別に見ると、持ち家が66.7%、借家が持ち家の半分以上の28.0%で、持ち家が借家を大きく上回っています。

課題 地球温暖化による異常気象の顕在化、東日本大震災の経験などから省エネルギーへの対応が一層急がれています。また、高齢化が進行するなかで、高齢者に対応した住宅の不足により、高齢者が在宅で住み続けられる環境が整備されていないことが懸念されます。

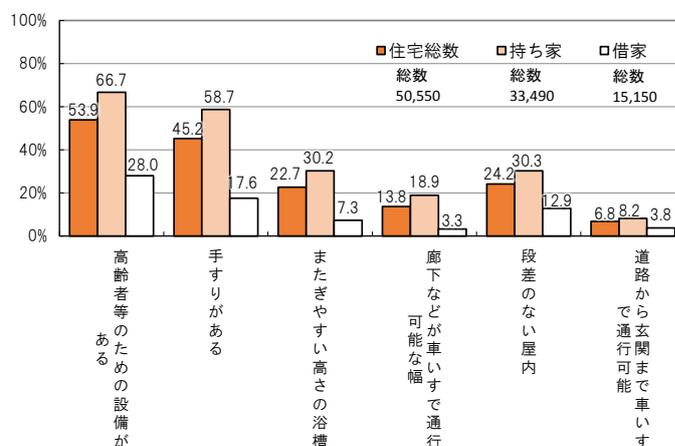
あ

■省エネルギー設備等の設置状況



資料：平成25年住宅・土地統計調査

■所有関係別高齢者等のための設備がある住宅の割合



資料：平成25年住宅・土地統計調査

④ 空家への対応が求められます。

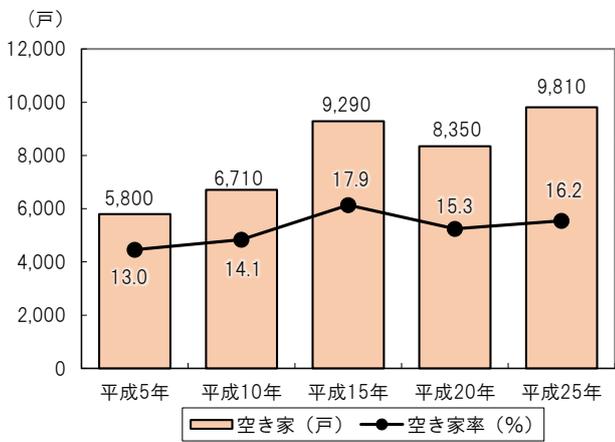
現状

空家の増加が全国的に進むなか、空家の放置による災害の危険性等の高まりを受け、『空家等対策の推進に関する特別措置法』（以下、「空家法」という。）が施行され、空家対策における、所有者等の責務や市町村の責務が明確に示されました。空家率は平成20年から平成25年にかけて増加しており、本市における空家実態調査の結果、倒壊等保安上の危険な住宅や衛生上有害とみなされるような、特定空家等になり得る住宅が見られました。

課題

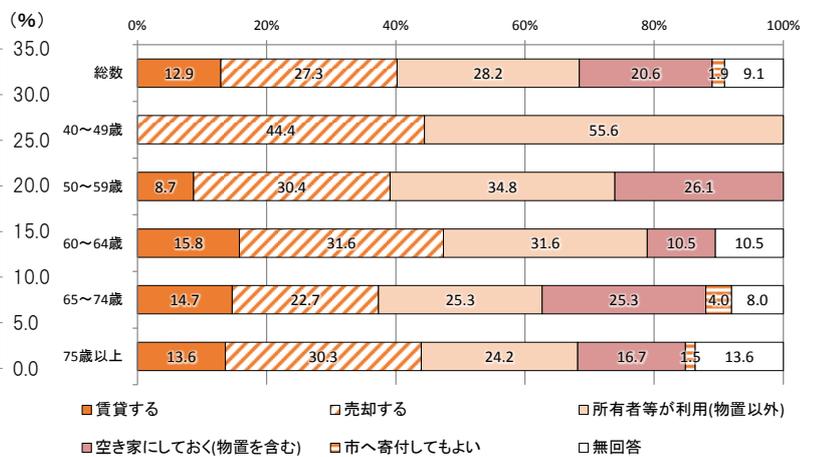
老朽化した空家の倒壊等により、周辺環境へ悪影響を与えることが懸念されます。さらに、空家所有者意向調査の結果、高齢者の空家の利活用意向が低いことから、空家の長期化が懸念されます。

■空家戸数及び空家率の推移



資料：住宅・土地統計調査

■住宅の利用意向



資料：平成28年12月空家所有者アンケート調査

3) 住宅セーフティネットに係る視点

① 市営住宅の計画的な維持管理の実施が求められます。

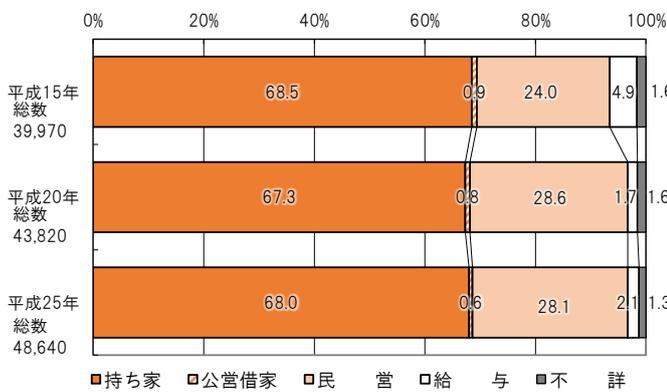
現状

本市において、借家に居住する世帯は3割程度ですが、その3割以上が年間収入300万円以下の世帯となっています。また、民間賃貸住宅の1割以上が最低居住面積水準未達の世帯となっています。市営住宅の需要推計によると、住宅困窮世帯は平成28～37年度の10年間に増加すると予想されますが、本市の市営住宅は、すべてが建築後40年を経過し、最も古い住宅では50年以上を経過する老朽化した住宅となっています。

課題

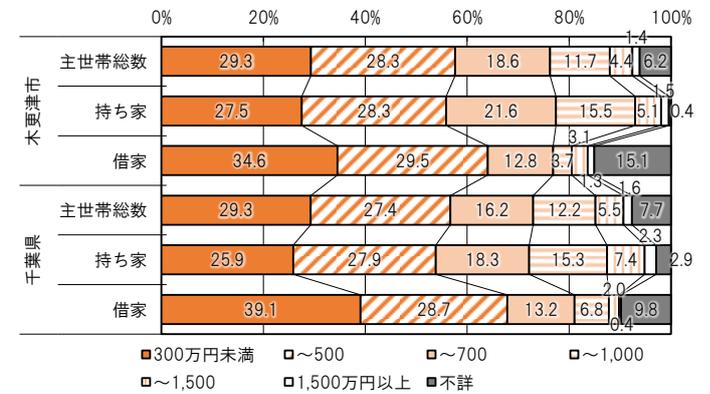
社会情勢・経済情勢の変化により、住宅確保に配慮しなければならない世帯が増加することが予想され、現在の公営住宅の供給戸数では、充足できない状況が懸念されます。また、市営住宅の老朽化により、セーフティネットとしての機能を失うことが懸念されます。

■住宅の所有関係別住宅数の構成割合の推移



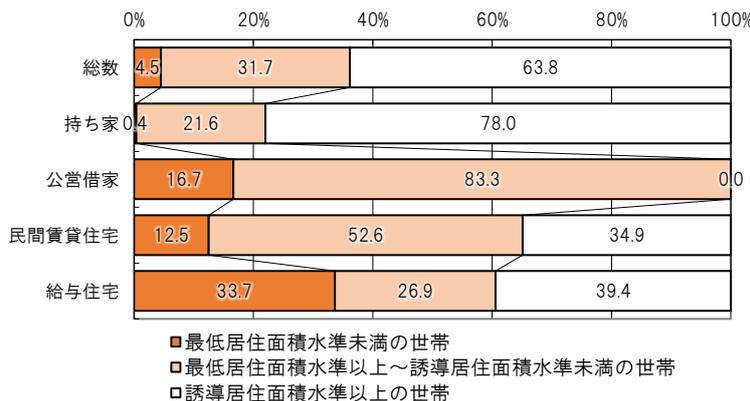
資料：住宅・土地統計調査

■所有関係別世帯の年間収入



資料：平成25年住宅・土地統計調査

■所有関係別居住面積水準（再掲）



資料：平成25年住宅・土地統計調査

② 住宅確保要配慮者への居住支援が求められます。

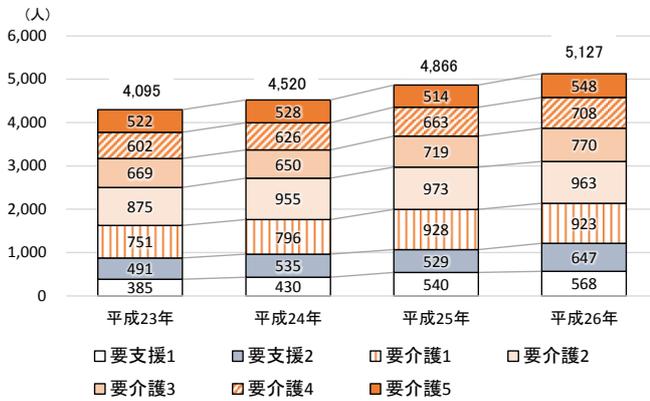
現状

高齢者が増加する社会情勢のなか、平成26年9月末現在の要支援及び要介護認定者数は5,127人となっており、要介護認定率は年々増加しています。また、ひとり親世帯は平成7年から平成22年まで一貫した増加傾向を示しています。日本賃貸住宅管理協会が全国の民間賃貸住宅管理会社に実施した調査によると、高齢者や障害者のいる世帯の入居を拒否している民間賃貸住宅は減少していますが、子育て世帯については家賃の支払いに対する不安等の理由により増加しています。

課題

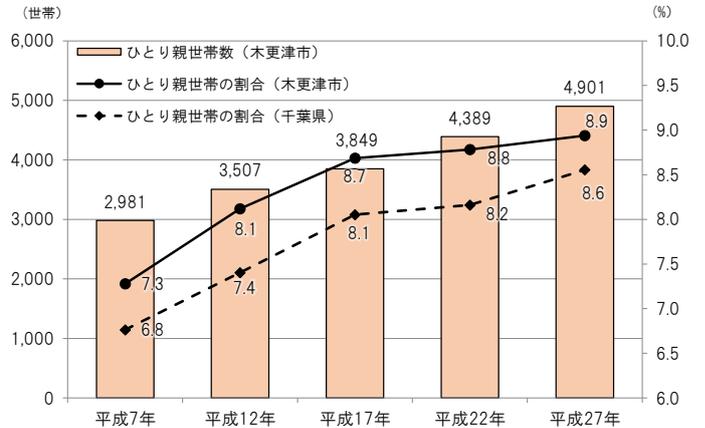
住宅確保要配慮者は家賃負担など、経済的に困っている場合があることが懸念されます。また、住宅への入居を拒否していない場合においても、拒否感があると考える賃貸主もいることから、住宅確保要配慮者が入居しにくくなる状況が生じていることが懸念されます。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



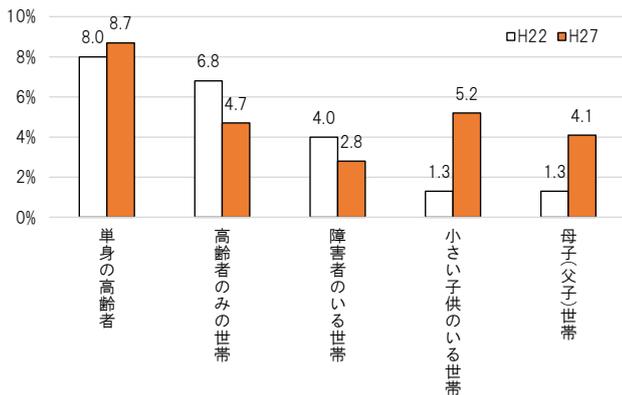
資料：高齢者保健福祉計画

■ ひとり親世帯の推移

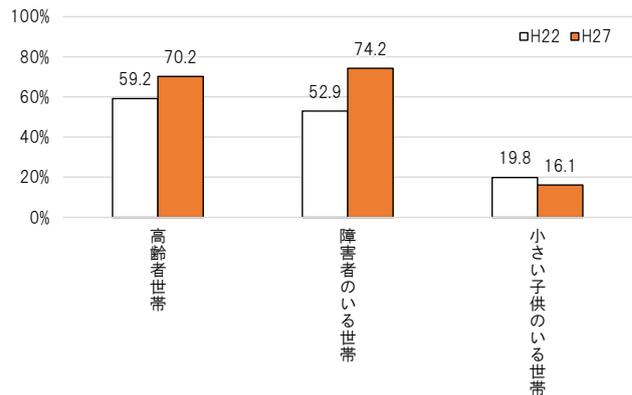


資料：国勢調査

■ 世帯類型別入居拒否をしている賃貸人の割合



■ 世帯類型別入居に拒否感がある賃貸人の割合



資料：民間賃貸住宅における入居選別の状況（日本賃貸住宅管理協会）

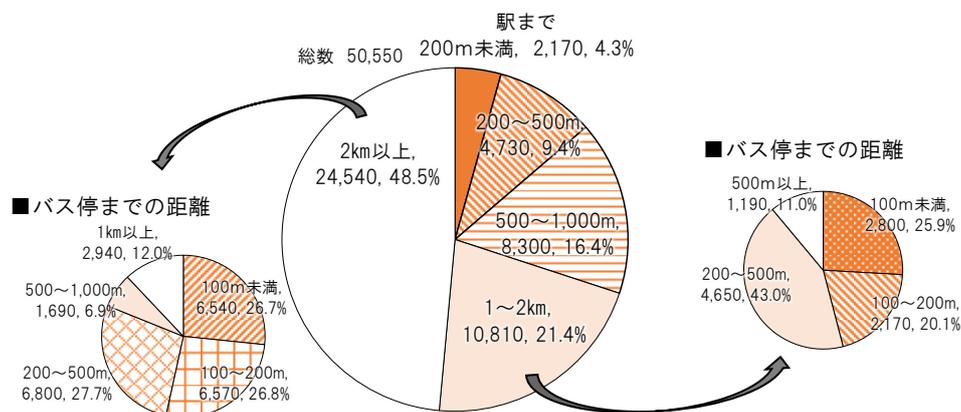
4) 住環境とコミュニティに係る視点

① 歩いて暮らせるまちづくりの推進が求められます

現状 最寄りの鉄道駅までの距離をみると、1 km以下が約3割で、それ以上の距離でもバス停から1 km以上は全体の約6%と、健常者にとっての交通利便性は概ね確保されているといえます。一方、市民アンケートの住宅・住環境の施策の取り組みの評価を見ると、交通利便性の充実に對する不満が約17%と最も高くなっています。

課題 公共交通機関等が未整備の場合に、日常生活に支障をきたす高齢者などが増加し、高齢化が進行する現状において、買い物などに行けない高齢者が部屋にこもることによって、生活環境及び健康に悪影響を及ぼすことが懸念されます。さらに、歩行者空間における段差などの障壁や歩道が狭いなど、安全な歩行者空間が整備されていない環境では、生活利便性の低下、地域コミュニティの衰退などが懸念されます。

■最寄りの公共交通機関(鉄道駅)までの距離別住宅数



資料：平成25年住宅・土地統計調査

② 地域と連携した防災・防犯の取り組みが求められます。

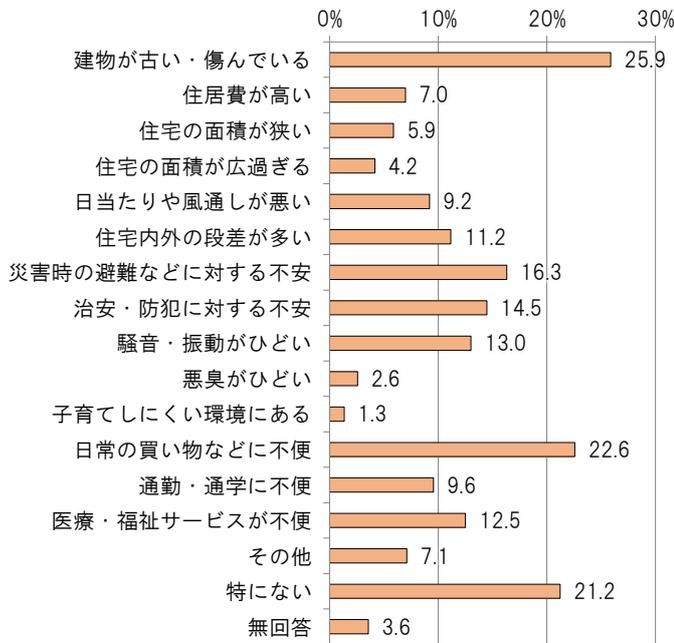
現状

市民アンケートの住宅・住環境で困っていることについてみると、「災害時の避難などに対する不安」及び「治安・防犯に対する不安」が比較的高い割合を示しており、本市の住宅施策について、「防災対策」及び「防犯対策」は重要度が高く位置付けられています。また、自助・共助の取り組みとして、まちづくり協議会などの地域組織では、防災活動に取り組んでおり、現在は地域において避難訓練を実施しています。

課題

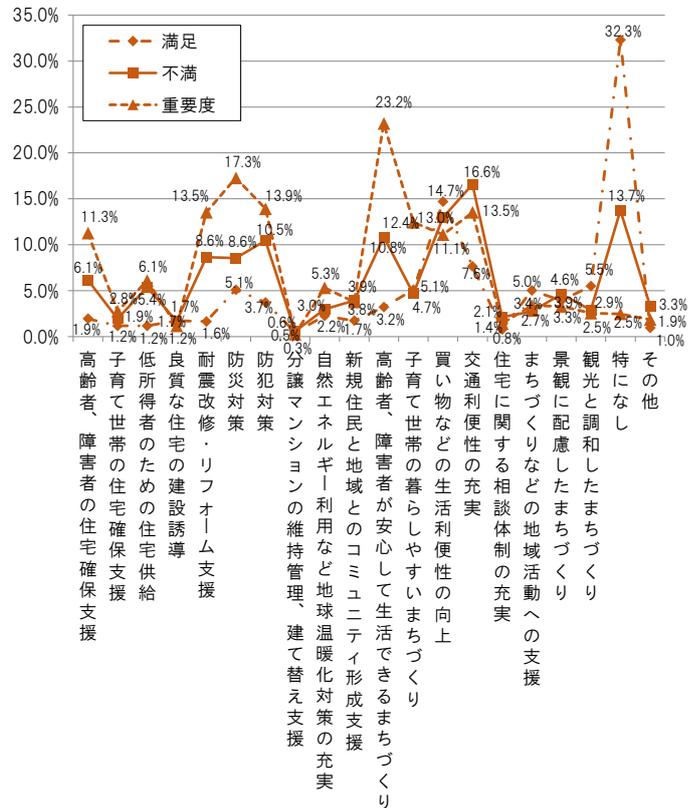
災害時に、耐震性能が確保されていない住宅が倒壊することにより、周囲へ悪影響を与えることが懸念されます。また、被災を想定した防災活動を実施していない場合、住民と行政の被災時の連携が困難になるなど、混乱を招くことが懸念されます。さらに、少子高齢化や核家族化・都市化の進展により、孤立化・匿名傾向が強くなり、地域社会の一体感・連帯感が希薄になることが懸念されます。

■住宅・住環境で困っていること



資料：平成28年9月市民アンケート調査

■木更津市の住宅施策に関する満足度・不満度・重要度



資料：平成28年9月市民アンケート調査

第2章 基本的な考え方

本市が目指す住生活のあり方となる将来像を定めています。また、将来像を実現させるための道標として、全国計画や県計画を踏まえ、「ひと」「住まい」「まち」の3つの視点から、基本目標を定めています。

1. 将来像

魅力ある自然・歴史・文化のなかで

さまざまな暮らしが選べるまち きさらづ

本市の基本構想では、「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ躍動するまち～」を将来都市像として掲げており、安心・安全で快適な市民の暮らしを支え、市民と明日の木更津市を創造し、未来の世代へ誇りあるふるさととして継承していくこととしています。

また、本市は温暖な気候、沿岸部に広がる東京湾の干潟、内陸部には万葉集にも登場する美しい自然景観の上総丘陵等の豊かな自然環境や「みなとまち」の江戸文化を感じさせる魅力があります。住まいについては、ゆとりある広い住まいが供給されており、住民の豊かな生活に寄与しています。

さらに、アクアラインや圏央道等の広域道路ネットワークの整備が進展したことから、東京湾岸の主要都市とのアクセス性が向上し、通勤・通学等の利便性・快適性の高まりにより居住地として様々な暮らしを選択できる住環境づくりが求められています。

このようなことから、東京湾岸の主要都市と近接していながら自然にあふれるような「木更津市」の特徴ある住環境等を活かしながら、さまざまなライフステージに対応することを目指します。さらに、住みたいと感じさせるような自然に囲まれる環境や利便性の良い環境、歴史・文化を感じさせる環境など多様なライフスタイルに対応した魅力ある住環境の形成を目指します。こうした住環境を実現させるため、「魅力ある自然・歴史・文化のなかでさまざまな暮らしが選べるまち きさらづ」を将来像として掲げることとします。

2. 基本目標

I. 誰もが安心できる魅力的な暮らしの形成

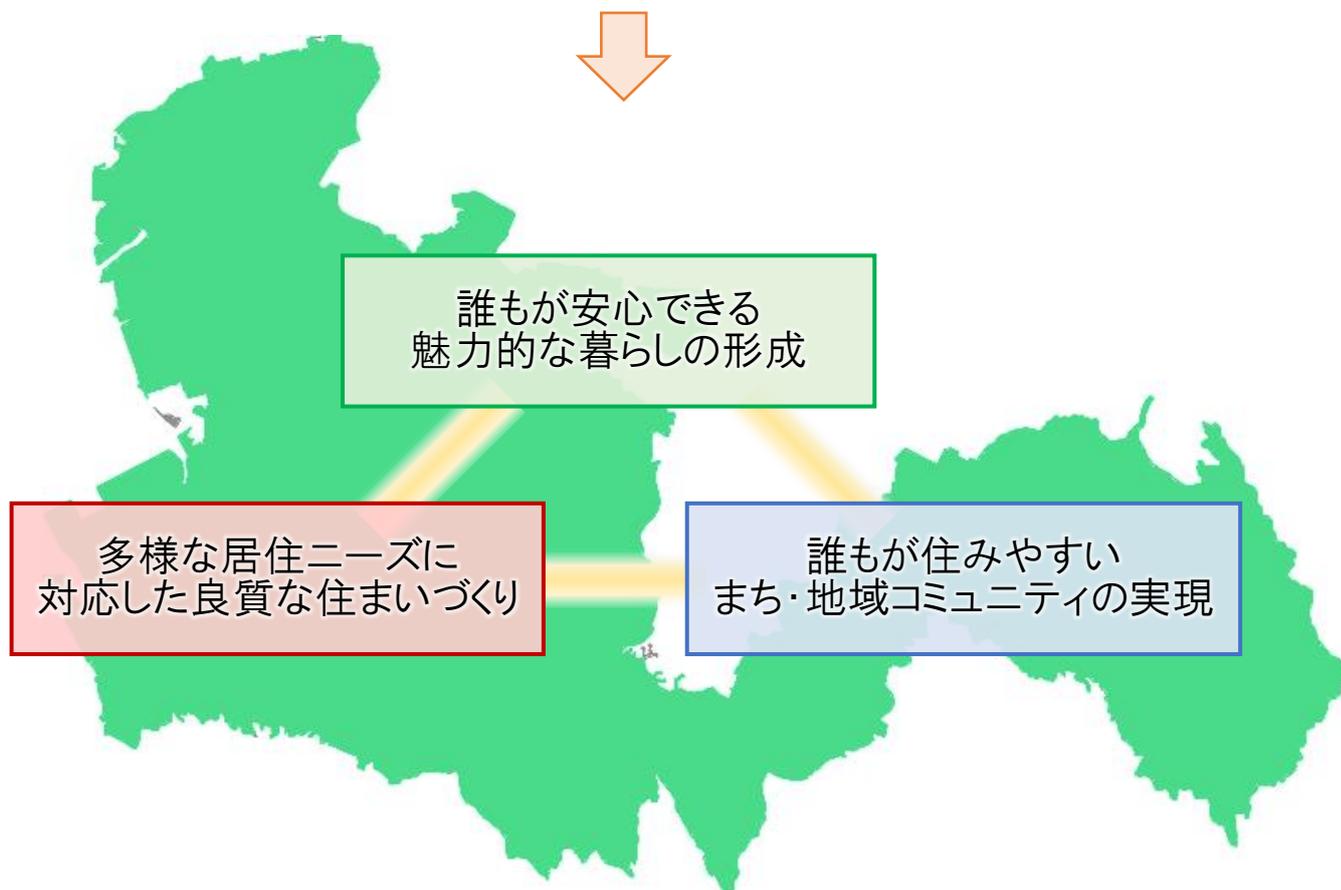
子育て世帯や高齢者・障害者が暮らしやすい環境を整備することにより、誰もが住みやすく安心できる暮らしの実現を図ります。また、公営住宅等の適切な管理や民間賃貸住宅等を活用した居住支援により、住宅の確保に特に配慮が必要な世帯が安心して暮らすことができる住環境の形成を図ります。

II. 多様な居住ニーズに対応した良質な住まいづくり

多様な居住ニーズに応じた良質な住宅を整備・供給することで、希望する住まいに入居しやすい環境の形成を図ります。また、住宅ストックの適切な維持管理や有効活用の促進により、既存の空家への対策を推進するとともに、新規の空家化を抑制し、環境・景観等に配慮した住環境の整備を図ります。

III. 誰もが住みやすいまち・地域コミュニティの実現

良好な地域のコミュニティを形成することで、防災・防犯の協力体制を構築するとともに、生活利便性や環境に配慮した住みやすいまちづくりを図ります。また、住生活のなかで必要不可欠となる、まちの賑わいや雇用などを創出するために、誰もが住みやすい地域の形成を目指します。



第3章 施策の推進

各目標を実現するための基本方針および各方針につながる施策を示しています。

1. 施策体系

基本目標Ⅰ. 誰もが安心できる魅力的な暮らしの形成	
基本方針1. 子育て世帯への魅力的な住まいの供給・支援	
①	良質な子育て世帯向け住宅の供給促進
②	子育て世帯への居住支援
③	多様なコミュニティの形成促進
④	子育て支援環境の充実
基本方針2. 高齢者や障害者が安心して暮らせる住環境の形成	
①	住まいのバリアフリー化支援
②	高齢者や障害者向け住宅の供給
③	高齢者や障害者への居住支援
④	高齢者や障害者が快適に暮らせる住環境の整備
⑤	高齢者や障害者への生活支援
基本方針3. 住宅確保に特に配慮を要する住民への住まいの整備・体制づくり	
①	公営住宅を活用した住宅確保要配慮者への住宅供給
②	民間賃貸住宅等を利用したセーフティネットの構築
③	市営住宅の運営・管理
基本目標Ⅱ. 多様な居住ニーズに対応した良質な住まいづくり	
基本方針1. 安心して暮らすことができる質の高い住宅ストックの整備	
①	住宅の耐震化・不燃化への支援
②	長期にわたって活用できる住宅の質の向上
基本方針2. 多様なライフスタイル・ライフステージに対応した住宅ストック供給促進	
①	多様なニーズに応える住宅の供給
②	ライフステージに対応した適切な住宅の確保
基本方針3. 空家の適切な管理・利活用	
①	空家化の予防と適切な管理の促進
②	空家等の利活用促進
③	特定空家等の抑制・解消
基本目標Ⅲ. 誰もが住みやすいまち・地域コミュニティの実現	
基本方針1. 防災・防犯面で安心できる住環境・地域コミュニティの整備	
①	地域による防災・防犯活動の促進
②	防災・防犯環境の整備
基本方針2. 誰もが快適に暮らせる良好なまちの形成	
①	集約型の都市づくりの推進
②	環境に配慮した住まい・環境づくり
③	公共交通機関の整備
基本方針3. 発展を目指すまちづくりの推進	
①	良好な住宅・住宅地開発の促進
②	まちの賑わいづくり
③	持続可能なコミュニティづくり

□ 目標別取組みの施策体系及び取組み例

基本目標Ⅰ. 誰もが安心できる魅力的な暮らしの形成	
施策	取組みの例示
基本方針1. 子育て世帯への魅力的な住まいの供給・支援	
① 良質な子育て世帯向け住宅の供給促進	○子育て世帯向けの住まいの指針等の情報提供 ・移住・定住の促進
② 子育て世帯への居住支援	○子育て世帯向け住宅に関する情報提供 ○子育て世帯への家賃助成の検討 ・マイホーム借上げ制度の普及・促進
③ 多様なコミュニティの形成促進	○親世帯との近居・隣居の支援 ・子どものための放課後教室の設置
④ 子育て支援環境の充実	○子育て支援サービスの整備 ・子育てについての学習機会の拡充
基本方針2. 高齢者や障害者が安心して暮らせる住環境の形成	
① 住まいのバリアフリー化支援	・予防介護のための住宅バリアフリー化への支援 ・高齢者・障害者の住環境の改善等への支援
② 高齢者や障害者向け住宅の供給	・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 ○高齢者世帯向け住まいの指針等の情報提供 ・高齢者等施設の充実
③ 高齢者や障害者への居住支援	○民間賃貸住宅等を利用したセーフティネットの活用 のあり方の検討 ・高齢者・障害者への相談窓口の設置
④ 高齢者や障害者が快適に暮らせる住環境の整備	・都市公園の整備 ・歩道及び車道の整備 ・路線バス等の維持・確保
⑤ 高齢者や障害者への生活支援	・地域包括ケアシステムの構築 ・高齢者生活支援サービスの充実 ○子世帯との近居・隣居支援 ・高齢者の生きがい・健康づくりの場の設置
基本方針3. 住宅確保に特に配慮を要する住民への住まいの整備・体制づくり	
① 公営住宅を活用した住宅確保要配慮者への住宅供給	・市営住宅の今後のあり方の検討 ○市営住宅への優先入居制度の検討
② 民間賃貸住宅等を利用したセーフティネットの構築	○地域優良賃貸住宅の供給促進 ○民間賃貸住宅等を利用したセーフティネットの活用 のあり方の検討(再掲)
③ 市営住宅の運営・管理	○耐用年限等を踏まえた適切な運営・管理 ○入居者管理の更なる厳正化

○：検討する取組み ・：既存の取組み

基本目標Ⅱ. 多様な居住ニーズに対応した良質な住まいづくり	
施策	取組みの例示
基本方針1. 安心して暮らすことができる質の高い住宅ストックの整備	
① 住宅の耐震化・不燃化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物耐震診断の促進 ・住宅耐震改修・リフォームの支援 ・災害に強いまちづくり
② 長期にわたって活用できる住宅の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の供給促進 ○住宅改修(リフォーム)支援 ○住宅の流通に資する住宅診断の周知啓発 ○低炭素建築物、ゼロ・エネルギー住宅の普及・啓発 ・住宅に係る消費生活相談の設置
基本方針2. 多様なライフスタイル・ライフステージに対応した住宅ストック供給促進	
① 多様なニーズに応える住宅の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○オーガニックなまちづくりに係る住宅の供給 ・街なか居住マンションの供給促進 ○民間賃貸住宅の適切な管理の促進 ○田園居住(農地付き住宅)に係る情報の提供
② ライフステージに対応した適切な住宅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・マイホーム借上げ制度の普及・促進(再掲) ○賃貸住宅の新たな住まい方等に関する情報発信
基本方針3. 空家の適切な管理・利活用	
① 空家化の予防と適切な管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等の実態把握 ・相談体制の整備 ・空家等発生予防の周知啓発 ○空家管理事業者等の紹介
② 空家等の利活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・利活用に関する情報提供 ・地域の活性化や公益的な活用 ○空家バンクの制度の整備 ○空家等の利活用の誘導 ○空家等の流通促進のための支援
③ 特定空家等の抑制・解消	<ul style="list-style-type: none"> ・空家法の適切な運用 ・関係法令の運用 ・関係団体等との連携 ○特定空家等の抑制・解消を促進する施策の検討 ○空家等跡地の活用促進の検討

○：検討する取組み ・：既存の取組み

基本目標Ⅲ. 誰もが住みやすい地域・コミュニティの実現	
施策	取組みの例示
基本方針1. 防災・防犯面で安心できる住環境・コミュニティの整備	
① 地域による防災・防犯活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動支援 ○自主防犯活動支援 ・空家等発生予防の周知啓発（再掲）
② 防災・防犯環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯設備の設置 ・災害に強いまちづくり（再掲）
基本方針2. 誰もが快適に暮らせる良好なまちの形成	
① 集約型の都市づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道及び車道の整備（再掲） ・自治会活動の支援 ・公共交通・公共施設のバリアフリー化の推進 ・景観形成の推進
② 環境に配慮した住まい・環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム・省エネルギー設備設置の支援 ・合併処理浄化槽の設置支援 ・環境教育の推進
③ 公共交通機関の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスの維持・確保（再掲）
基本方針3. 発展を目指すまちづくりの推進	
① 良好な住宅・住宅地開発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業による住宅市街地の形成 ・公園整備による公共空間の整備
② まちの賑わいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・みなとの賑わいの創出 ・企業の誘致
③ 持続可能なコミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動の推進 ・自治会活動の支援（再掲） ・協働のまちづくり活動支援 ○多世代交流の促進 ○空家等の地域の活性化や公益的な利活用の促進

○：検討する取組み ・：既存の取組み